

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第4項の規定による貸借銘柄の選定</p> <p><u>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)</u>から起算して11日目(休業日を除外する。)の日</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 第3条第8項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。))を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券(他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。)の選定を除く。)</p> <p>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>(6)～(7) (略)</p>	<p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第4項の規定による貸借銘柄の選定</p> <p><u>当該銘柄の上場日の翌月の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。)</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 第3条第8項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定(他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。))を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券(他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。)の選定を除く。)</p> <p>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>(6)～(7) (略)</p>

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第2項第2号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、第2項第5号及び第6号の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成22年9月30日から施行する。

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定並びに第2項第5号及び第6号の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応答日までの間に、第2項第2号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。